

さいたま自転車まちづくりプラン～さいたまはひと～

策定庁内検討会設置要領

(令和6年4月25日 都市局長決裁)

(設置)

第1条 本市における自転車によるまちづくり推進のため、さいたま自転車まちづくりプラン～さいたまはひと～策定庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 庁内検討会は、第2次となるさいたま自転車まちづくりプラン～さいたまはひと～（以下「第2次計画」という）策定に向け、次の事項を検討する。

(1) 第2次計画の策定に関する事項

(2) その他必要な事項

(構成)

第3条 庁内検討会の会長は、都市局都市計画部副理事の職にある者をもって充てる。

2 庁内検討会の副会長は、都市局都市計画部自転車まちづくり推進課長の職にある者をもって充てる。

3 庁内検討会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、庁内検討会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内検討会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対し、会議への出席を求めることができる。

3 第3条第3項の委員は、自ら会議に出席できないときは、所属の職員を代わりに出席させることができる。

4 会長は、必要に応じて担当者会議を置くことができる。

(庶務)

第6条 庁内検討会の庶務は、都市局都市計画部自転車まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、庁内検討会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月25日から施行する。

(要領の失効)

2 この要領は、第2次計画の策定日限りで、その効力を失う。

さいたま自転車まちづくりプラン～さいたまはーと～策定庁内検討会 委員名簿

【別表】

●個別方策の所管課 ◎筆頭課

No.	役職	局等	部等	職 名	参加の視点
1	会長	都市局	都市計画部	副理事	
2		都市戦略本部	都市経営戦略部	副参事(総合政策担当)	総合調整、総合振興計画
3				副参事(シティセールス担当)	シティセールスに係る総合調整
4		総務局	人事部	職員課長	自転車通勤・ヘルメット着用
5			危機管理部	危機管理課長	セーフコミュニティ（自転車（高齢者・子ども）の安全対策）
6				●防災課長	防災対策、防災計画
7		財政局	財政部	庁舎管理課長	公用自転車の利用
8		市民局	市民生活部	●市民生活安全課長	交通安全対策（各区くらし応援室との連携含む）
9			区政推進部	参事または副参事(区政推進担当)	区役所に係る総合調整
10		スポーツ文化局	スポーツ部	●スポーツ政策室長	スポーツ振興まちづくり計画、SSCとの連携
11				●スポーツイベント課長	さいたまクリテリウム
12		保健衛生局	保健部	◎保健衛生総務課長	保健計画、健康づくり
13		福祉局	長寿応援部	◎高齢福祉課長	高齢者福祉、高齢者の生きがいづくり
14		子ども未来局	子ども育成部	◎子ども・青少年政策課長	子ども政策、子育て支援
15		環境局	環境共生部	◎環境総務課長	環境に係る施策の企画・総合調整
16		経済局	商工観光部	商業振興課長	商業振興との連携
17				観光国際課長	観光
18		都市局	都市計画部	●◎都市総務課長	マルチモビリティ、スマートシティ
19				都市計画課長	都市計画マスタープラン、道路網計画
20				●交通政策課長	都市交通体系、高齢者の移動
21	副会長			●自転車まちづくり推進課長	
22			みどり公園推進部	◎みどり推進課長	緑との連携（サイクリング・健康づくりとの連携）
23			まちづくり推進部	◎まちづくり総務課長	自転車を活用したまちづくり
24			都心整備部	◎都心整備課長	自転車を活用した都心整備
25		建設局	土木部	●道路環境課長	自転車通行環境整備（現道）
26				道路計画課長	自転車通行環境整備（都市計画道路）
27		教育委員会事務局	学校教育部	●高校教育課長	交通安全教育
28				●健康教育課長	交通安全教育